明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（六九）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律**（法律第六九号）（法務省）

一　熟慮期間の延長

東日本大震災（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。）であって平成二二年一二月一一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成二三年一一月三〇日まで延長することとした。（第一項関係）

二　遡及適用

この法律は、施行日前に民法第九二一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用することとした。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでないこととした。（附則第二項関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

法律

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第六十九号

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律

1　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。以下同じ。）であって平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものに対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の規定の適用については、同項中「三箇月以内」とあるのは、「三箇月以内（当該期間の末日が平成二十三年十一月三十日前である場合には、同日まで）」とする。ただし、当該被災者が相続の承認若しくは放棄をしないで死亡した場合又は未成年者若しくは成年被後見人である場合については、この限りでない。

2　前項の規定は、相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し、かつ、その者の相続人が被災者である場合における当該死亡した相続人の相続及び相続人が未成年者又は成年被後見人である相続であってその法定代理人が被災者であるものについて準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでない。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　直人